

公益財団法人 先進医薬研究振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 先進医薬研究振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、精神神経科領域における臨床薬理学及び薬物治療学の研究（以下「精神薬療研究」という）と血液成分その他の高分子蛋白の医学分野における研究（以下「血液医学研究」という）並びに循環障害に起因する諸疾患に関する研究（以下「循環医学研究」という）に対する助成、顕彰等を行い、医学及び薬学に関する先進的な研究の振興を図り、もって国民の医療と保健に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この法人の目的に沿う研究に対する助成及び研究業績等に対する顕彰
- (2) 前号の研究に関する会合の開催又は後援
- (3) 第1号の研究に関する成果発表の援助並びに研究報告図書、映画等の刊行製作又は後援
- (4) この法人の目的に沿う研究に関する市民公開講座の開催
- (5) この法人の目的に沿う研究に関する研究者を対象にしたフォーラムの開催
- (6) 前各号のほかこの法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維

持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時基本財産として保有する財産

(2) 公益財団法人へ移行登記日以降に、基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 公益財団法人へ移行登記日以降に、理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の業務遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決及び評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 この法人の事業計画書及び収支予算書は毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人は、評議員7名以上15名以内を置く。

(選任等)

第13条 評議員は、評議員会において選任する。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人

- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めにある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体において職員である者(国家公務員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解任)

- 第14条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員の意見を陳述する機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(権限)

- 第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画する。ほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(報酬等)

- 第17条 評議員に対して、各事業年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は次の事項を決議する。
 - (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 第11条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる書類の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)に規定する事項及びこの定款に定める事項
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(定足数)

- 第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第24条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長及び出席した評議員の中から、その会議において選任された議事録署名人1名が、署名、押印しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上15名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故のあるとき、又は欠けたときは、理事会の招集、評議員会の招集及び理事会議長の職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しい不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第28条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- 4 任期満了前に退任した理事、監事の補欠として選任された理事、監事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 増員により選任した理事の任期は、現任者の残任期間とする。

(解任)

第33条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、業務執行の対価として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第35条 この法人は、法人法第198条において準用される同法114条第1項の理事又は監事にかかる同法111条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第36条 この法人は、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。)及び監事との間で、法人法第198条において準用される同法第115条第1項の理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。)及び監事にかかる同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約をあらかじめ締結することができる。

第2節 理事会

(設置)

第37条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 責任の免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
 - (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は理事長が招集する。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を招集することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できない

場合は、出席した理事の互選により選ばれた理事を議長とすることができる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長及び出席した監事は、前項の議事録に署名、押印する。ただし、理事長が出席できない場合は、出席した理事及び監事全員が署名、押印しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び第14条に規定する解任の方法については4分の3以上の議決とする。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするとき

は、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第48条 この法人は評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第6章 委員会等

(選考委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、選考委員会を設置することができる。

- 2 選考委員会は21名以上40名以内の委員をもって構成する。
- 3 選考委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 4 選考委員会の任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 委員の再任は、前項ただし書にかかわらず、2期を限度とする。ただし理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、3期を限度に再任することができる。
- 7 補欠または増員により選任された委員の任期は前任者の又は現任者の残任期間とする。

(名誉理事)

- 第53条 この法人は、貢献のある理事に対し、理事会の決議により、名誉理事の称号を与えることができる。
- 2 名誉理事は無報酬とする。
 - 3 名誉理事は10名以上40名以内とする。
 - 4 名誉理事はこの法人の職務を行わない。

第7章 事務局

(設置等)

- 第54条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員の報酬
 - (7) 事業計画及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前号各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるとともに、第57条第2項の定めによるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

- 第56条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(公告)

- 第59条 この法人の公告は電子公告とする。
- 2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

- 第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人が設立の登記をした日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前

日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は古野洋一、業務執行理事は中川幸光とする。

4 この法人の理事・監事は次に掲げる者とする。

理事は浅野孝雄、池田康夫、小山 司、齋藤英彦、佐藤光源、猿田享男、
島本和明、鈴木宏治、武田雅俊、幕内雅敏、樋口輝彦、堀 正二、松下正明、
吉岡 章、峰松一夫、小峰健嗣、古野洋一、中川幸光とする。
監事は三田勝美、田辺隆司とする。

5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

阿部康二、内山真一郎、荻原俊男、尾崎紀夫、尾崎由基男、鹿島晴雄、
加藤進昌、金倉 譲、神庭重信、小林祥泰、小室一成、坂田洋一、
砂川賢二、西川伸一、西川 徹、原 寿郎、原田実根、丸山征郎、
三國雅彦、山田和雄、山脇成人、村松 実、加納義明、石崎芳昭とする。

平成23年4月1日 施行

平成27年11月5日 改訂

令和元年5月31日 改訂

